

平成24年 壱岐市議会定例会 5月第2回会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成24年5月15日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	5番 小金丸益明 6番 深見 義輝
日程第2	審議期間の決定	1日限り
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	市長の所信表明	
日程第5	報告第2号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	総務課長 説明、質疑 報告済
日程第6	同意第1号 壱岐市副市長の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第7	同意第2号 壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第8	同意第3号 壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第9	同意第4号 壱岐市監査委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第10	壱岐市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	議長の指名推選

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鷓瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君

16番 大久保洪昭君  
18番 牧永 護君  
20番 市山 繁君

17番 瀬戸口和幸君  
19番 中田 恭一君

欠席議員（１名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君  
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	白川 博一君	教育長 .....	須藤 正人君
企画振興部長 .....	堀江 敬次君	市民部長 .....	川原 裕喜君
保健環境部長 .....	斉藤 和秀君	建設部長 .....	原田憲一郎君
農林水産部長 .....	後藤 満雄君	教育次長 .....	堤 賢治君
消防本部消防長 .....	小川 聖治君	総務課長 .....	久間 博喜君
財政課長 .....	西原 辰也君	病院管理課長 .....	左野 健治君
会計管理者 .....	土谷 勝君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。ただいまの出席議員は、19名であり、定足数に達しております。

これから議事日程表（第1号）により、5月第2回会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5月第2回会議の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により5番、小金丸益明議員、6番、深見義輝議員を指名いたします。

## 日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。5月第2回会議の審議期間は、本日1日といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、5月第2回会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

## 日程第3．諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成24年吉崎市議会定例会5月第2回会議に提出された受理議案等は報告1件、同意4件、合計5件であります。

次に、系統議長会であります。

5月9日、東京都において、全国自治体病院都市議会協議会第40回定期総会が開催され、出席をいたしました。

総会に先立ち、総務省自治財政局準公営企業室長松田浩樹氏より「公立病院改革について」と題し、自治体病院の現状、経営状況、地方公営企業会計制度の見直しについて講演がございました。

総会においては、平成23年度決算、24年度事業報告・計画並びに予算が認可決定され、役員改選では会長に東京都町田市の田中修一議長が就任されました。その後、医師確保対策や自治体病院に係る交付税措置を初めとする財政措置等の要望決議が採択されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告がありますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

本定例会に議案等説明のため、白川市長初め教育委員会委員等に説明員として出席を要請しておりますので御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

## 日程第4．市長の所信表明

議長（市山 繁君） 日程第4、市長の所信表明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。

本日ここに、平成24年壱岐市議会定例会5月第2回会議の開催にあたり、今後の市政運営について所信の一端を申し述べます。

先の市長選挙において、市民皆様の温かい御支援をいただき、2期目の市政を担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

これまでの4年間、市民皆様の御理解・御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のために、多くの行政課題に取り組み、将来の壱岐市を見据えた各種施策を実践してまいりました。

私は、今回の選挙において「継続は力」を訴えてまいりました。4年間の取り組みをさらに深く掘り下げ、また新たな行政課題に向き合いながら、そして、このたびの選挙を通じて賜りました市政への御意見を初め、市民皆様の声に真摯に耳を傾け、諸課題に全身全霊をかけて取り組み、壱岐市のため、市民皆様の幸せのため、市民皆様と心をついに、壱岐市の振興・発展を図ってまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、今後の市政運営について、基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

まず、離島振興についてでございます。

離島振興法の延長・改正に向けた取り組みについては、平成25年3月31日の同法の期限切れが迫り、いよいよ正念場を迎えております。5月11日には、離島振興法改正に向けた与野党実務者会議が開催され、離島振興法改正大綱案及び改正条文案が、大筋において合意がなされております。

この中で、私も全国の離島関係市町村とともに、強く訴えてまいりました離島航路運賃低廉化、JR並み運賃実現の国策としての取り組みにつきましては、本大綱案に、人流・物流費用の低廉化が明記されており、そのほか、これまで訴えてまいりました、多くの離島振興政策が盛り込まれております。今後、法案の最終審議がなされ、現在開会中の「第180回通常国会」に上程、早期成立を図ることとされております。

これまで御尽力いただきました国会議員皆様、国、そして関係機関に心から感謝の意を表すものであります。

今後も、本法案の早期成立そして予算の確保等さらなる推進を図ってまいります。

次に、国境離島新法、仮称でございますけれども、制定に向けた取り組みについてでございます。

現在、国境離島をめぐる問題が大きくクローズアップされており、国境離島は国防上、そして日本の資源確保の面からも非常に大きな役割を果たしていることは言うまでもございません。こうした国境離島を守ること、すなわち日本を守るための新しい法律、国境離島新法（仮称）の創設が検討されております。

この法律の具体的な内容はまだはっきりしておりませんが、例えば外国船による密漁対策は、これまで、漁船が監視船の役割を果たし、大きな効果を上げていたと言われております。すなわち、漁業は国境の見張り役、防衛の最前線であります。

こうしたことから、国は、漁業者が安心して出漁できる環境をつくる義務があると考えているところでございます。国境離島新法（仮称）が成立いたしますと漁業を初めあらゆる産業や流通の活性化など、大きな効果が期待できると認識しておりますけれども、この法律が適用されますのは、当然、国境離島のみであります。

こうした中であって、壱岐は国境離島なのかという議論があります。壱岐は間違いなく国境離島であります。元寇を初め、これまで壊滅的な被害を受けている歴史もあります。また、対馬海峡には公海があり、外国船の航行はもちろんのこと潜水艦が通っていることも考えられます。

こうしたことから、国境離島新法（仮称）の成立と壱岐が国境離島であることを強くアピールするため、本年度、長崎県国境離島総決起大会を壱岐市で開催することが決定いたしております。現時点では、来年2月を予定しているところでございます。市民皆様、議員各位におかれましては、こうした趣旨を御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

次に、行財政改革について申し上げます。

行財政改革につきましては、これまで壱岐市行財政改革実施計画及び無駄遣いストップ実施計画そして政策評価等に基づき、市一丸となって取り組み、成果を上げてきたところであります。

特に総人件費の圧縮については、特別職及び現時点では、県内唯一となる職員の給与カット等を行い、総人件費の1割削減に向けて懸命に取り組み、その結果、平成20年度当初予算人件費と平成24年度当初予算人件費を比較いたしますと、7億2,654万円、13.6%の削減となり、目標を大幅に達成したところであります。

また、無駄遣いストップにつきましても、平成20年度から平成22年度までの各年度累計で、17億2,918万円の削減実績でありまして、人件費では単独の本年度の削減額を含めると、24億円を超える経費削減が実現したこととなります。

しかし、今後さらに厳しい財政運営を強いられることとなります。御承知のとおり、平成22年度普通会計決算で、歳入全体の約35%を占める普通交付税が、合併から11年目の平成26年度から5年間で段階的に縮減され、平成31年度からは、壱岐市本来の算定となり、現在の交付額から20億円を超える額が減額されることとなります。今後の市政運営においては、常にこのことを見越し、取り組んでいかなければなりません。しかし一方では、地域主権、また市民ニーズの多様化など、行政に求められるものは複雑多岐にわたってまいります。

このため、新たな行財政改革の指針となる壱岐市行財政改革大綱及び壱岐市行財政改革実施計画、中長期財政計画の策定を本年度行ってまいります。

また、職員の意識改革についてでありますけれども、これまで職員に対し申してまいりました3項目、「地域のリーダーであってほしい」「素早い対応」「常に吉岐市のことを考えること」の実践とボランティアなど積極的な参加などさらに促してまいります。また、職員提案制度及び優良職員表彰規程を制定し、吉岐市のためにみずから考え、みずから実践する気運を高めてまいります。

こうした職員のやる気、そしてこうした積み重ねが市民皆様の信頼を得ることにつながるものであり、ひいては吉岐市の活性化につながるものであると確信をいたしておるところであります。

いずれにいたしましても、職員一丸となって吉岐市発展・活性化のために全力で市政運営に当たってまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業・水産業の振興についてでございますけれども、本市の基幹産業である農業・水産業の振興・発展がない限り、吉岐市の活性化はないといっても過言ではございません。

こうしたことから、これまで、農業・水産業につきましては、関係団体と連携を図りながら本市独自の各種振興施策等を講じてまいりました。

農業においては、後継者や優秀な能力を持った人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠であることから、担い手育成といたしまして、新規就農者・農業後継者や女性農業者などが目指す認定農業者の認定や、集落内の話し合いによる集落営農組織の設立を推進したところでございます。

また、肉用牛振興については、吉岐肉用牛改良方針に即した優良系統牛育成の取り組みを継続して実施したことによりまして、全国市場の中でもトップクラスにランクされ、さらに、優良繁殖牛の育成確保を国・県の事業に加え、市単独費による緊急増頭対策等を通じて繁殖牛7,000頭の回復に取り組んでまいりました。

また、水産業におきましては、漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、漁業の後継者不足、さらには燃油の高騰など依然として厳しい状況が続く中、水産業及び漁村の活性化を図るため、平成23年9月から全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度をスタートさせ、より効率的・計画的な漁業経営の創出と計画的な漁業後継者の育成を図ってまいりました。

さらに、漁業者の担い手対策の一環として、漁船リース事業、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済・漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成、漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした離島漁業再生支援交付金事業、「吉岐栽培センター」を中心とした栽培漁業の推進等を図ってまいりました。

これらの各種振興政策を継続して実施するとともに、さらに農業・水産業の生産と、それを加工して販売する事業展開、いわゆる第6次産業化の推進を図ってまいります。国においては、平

成22年に、六次産業化法が公布され、その推進が図られ、全国各地で大きな成果を上げているところであります。

本市においても各種団体において、こうした取り組みを実践しておりますが、さらなる推進を図ってまいります。

また、TPP（環太平洋経済連携協定）につきましては、これまで同様、苓岐市の基幹産業と地域社会を守るため、関係機関、団体と十分連携を図り、参加について粘り強く反対の立場を貫いてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

苓岐の恵まれた自然環境や歴史遺産、そして一支国博物館、イルカパーク等観光施設をフルに活用し、体験型観光の推進、修学旅行の誘致、苓岐市福岡事務所の開設、各種行事・イベント等の誘致など、これまで観光振興・交流人口拡大に積極的に取り組んでまいりました。

本年3月、これからの観光振興の方向性と課題を検証した「苓岐市観光振興計画」を策定したところがございます。本計画では、「玄界灘の宝石箱・苓岐～二千年の歴史と美食を求めて～」をコンセプトに、「しまの宝を活かした観光地づくり」「おもてなしの推進運動」「観光基盤づくりの整備・充実」「観光振興を担う観光まちづくり組織の構築」「情報発信・誘致戦略の強化」の5つの基本方針に基づき、各種施策の展開を図ってまいります。

特に「観光振興を担う観光まちづくり組織の構築」におきましては、現在ございます観光振興団体の専門知識やマンパワーを集結させた新たな観光まちづくり組織を構築いたしまして、情報発信の一元化、いわゆる窓口の一本化を図り、着地型観光の推進を図ってまいります。

次に、商工業の振興と雇用対策について申し上げます。

商工業の振興につきましては、本市の経済環境が非常に厳しい状況にある中、これまで商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めてまいりました。

今回新たに、事業の活性化と、中小企業者の負担軽減及び経営の安定に寄与するため、信用保証協会保証料の助成制度を創設してまいりたいと考えております。

雇用につきましては、これまで、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」及び「ふるさと雇用再生特別交付金」を効果的に活用し、さらに、公共事業の活用により、緊急・短期的な就業機会と継続的な雇用機会の事業を展開してまいりました。

今後も、観光施設整備事業、苓岐市不法投棄回収・パトロール事業、原の辻遺跡公園管理運営事業など、市単独事業を実施するとともに、国・県の施策に注視し、各種雇用創出事業を展開してまいります。

企業誘致の推進は、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題ではありますが、景気の低迷も重なり新たな企業誘致は困難を極めております。しかし、誘致企業については、離島

というハンデの中、業績を好調に伸ばす企業もあることから、今後も既に誘致している企業に対するフォローアップと光通信環境のもと、IT情報関連業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

次に、福祉・健康づくりについて申し上げます。

安心、ゆとりのある福祉社会の実現についてでございますけれども、各種福祉対策や市民皆様の福祉活動を総合的に展開するため、本年3月にその基本となる「壱岐市地域福祉計画」を策定いたしました。また、あわせて障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るため、同じく本年3月に「第3期壱岐市障がい福祉計画」を策定したところであります。

今後、これらの計画をもとに、さらなる安心、ゆとりのある福祉社会の実現に努めてまいります。

特に光ファイバー網を活用し、高齢者皆様が安心して暮らせるよう、福祉・保健・医療情報の提供機能や共有化機能を高めるとともに、高齢者の安否確認、見守りシステムを構築してまいります。

また、「壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を本年3月策定をいたしました。常時介護を必要とする方が、自宅等で暮らすことが困難な場合のために、既存施設の整備状況を十分に踏まえた上で、入所施設の整備を検討してまいります。特に待機者が多く、施設の増設希望がある特別養護老人ホームにつきましては、新たに60床を、また、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを1ユニット（9床）公募にて増床する計画をいたしております。

次に、ゆとりと優しさではぐくむ子育て環境の実現につきましては、子育て環境の充実については、これまで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子供の健やかな成長を促進するため、子育て応援講座・交流の場の提供・子育てに関する相談などの事業を展開してまいりました。

また、市内幼稚園と認可保育所の一部および僻地保育所の多くが定員割れの状況である一方、3歳未満児の入所が増加している現状を踏まえ、保護者皆様が安心して子供を預けられる環境を構築するため、「壱岐市幼保連携（一体化）計画（仮称）」の作成に取り組んでおります。

また、国においては「子ども・子育て新システム」を創設することにより、市町村は、「市町村新システム事業計画（仮称）」を策定し、地域の実情に応じて提供体制を計画的に整備すると位置づけております。その中で、こども園（仮称）の創設が決定いたしまして、法案成立後、段階的に、新施設に移行させる方針となっております。

今後、国の動向を見きわめ、将来を見据えた、壱岐市の実情に合った計画を策定いたします。

次に、生涯にわたり健康に暮らせる社会の実現でございますけれども、これまで、市民皆様の健康づくりのために、各種健（検）診、相談、予防、教室等の充実を図り、また、受診率の向上



のため、市民皆様との協働で実施しております健康づくり推進員「活きいきすこやか21」とともに啓発事業の推進を行ってまいりました。

さらに、重症化の予防のため、健（検）診後の保健指導の充実と生活習慣の改善指導に取り組んでまいりました。今後も、慢性腎臓病予防対策、肝炎対策などを実施してまいります。

また、食生活改善推進員（通称ヘルスメイト）皆様におかれましても、総勢200人近い組織力と結束力で、食を通じての健康づくりに関する市民啓発を、あらゆる場で展開していただいております。今後も、市民皆様と行政が一体となった市民協働の活動を推進してまいります。

次に、教育について申し上げます。

学校教育につきましては、平成23年4月、壱岐市中学校の4校体制がスタートし、保護者皆様、地域皆様、そして学校、教育関係者皆様の御尽力によりまして、混乱もなく、生徒は充実した学校生活を送っているものと理解をしております。本体制につきましては、教育委員会において、検証がなされますが、将来の壱岐市を担う、日本を担う子供たちのため、今後も学校教育の充実に努めてまいります。

また、小学校の統廃合については、中学校統廃合の検証と小学校は地域の文化の拠点でもあることから、地域住民皆様の御意見等を十分にお聞きしながら、慎重に進めてまいります。

次に、第69回国民体育大会について申し上げます。平成26年第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」において、ソフトボール競技（成年女子）と自転車競技（ロード）の2競技の本市開催に向け、諸準備を進めております。平成25年のリハーサル大会及び平成26年の本大会に向け、関係機関と連携を図り、万全の体制を整えてまいります。

また、壱岐市を全国にアピールする絶好の機会であり、市民皆様の国体開催の機運を高め、全国から集まる選手や応援の方々を、おもてなしの気持ちでお迎えするため、より具体的な計画を立て、PRを進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市民病院につきましては、長崎県病院企業団加入に向け、懸命に取り組みを行っております。

構成団体である長崎県及び5市1町の同意を得るその前段として、2月2日には市山議長とともに長崎県知事へ、また4月20日に、再び、長崎県知事と面会し、病院企業団加入についての御理解と御指導をお願いしたところであります。

また、5月2日に対馬市への協議を皮切りに、構成団体への協議を市山議長の御協力をいただきながら進めているところでございます。

今後につきましては、県、企業団の御指導を受け、加入条件の諸課題を整理し、県、関係構成団体の議会、企業団議会等の承認、法的手続等を進め、早期加入を目指してまいります。また、職員の処遇につきましても、それぞれの所管部署の体制を強化し、協議を進めております。

精神科病床の一日も早い再開、救急救命率の向上など、壱岐市の医療を守るため、強い決意を持って取り組んでおりますので、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

なお、平成25年4月から市民病院へかたばる病院の機能を統合し、経営の一本化を図ってまいります。

次に、防災についてでございますが、東日本大震災から1年が経過し、被災地におきましては、国が総力を上げて復旧・復興に取り組まれております。

この東日本大震災は、これまで想定した災害をはるかに超えるもので、今後の災害対策に多くの教訓を残しました。こうした教訓を活かすべく、これから策定いたします市の地域防災計画につきましても、特に、地震津波対策と原子力災害対策について、国が定める防災基本計画や県の地域防災計画との整合性を図りながら、見直しを進めてまいります。

なお、原子力災害につきましても、東京電力福島第一原子力発電所の事故の状況を見ますと、いまだ多くの避難者が、ふるさとに帰ることができない状況が続いている中で、壱岐市は、九州電力玄海原子力発電所から、UPZ（緊急防護措置計画区域）30キロメートル圏内に入ることから、万が一事故が起きた場合のことを考えますと、市民皆様の生命・身体・財産、そしてこのすばらしい壱岐を守る観点から、原子力発電所の原則廃止の立場をとっているところであります。

また、5月7日には、九州電力（株）に対し、佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市そして伊万里市の玄海周辺5市長により、安全協定締結のための要請活動を実施したところであります。今後、長崎県、そして関係自治体と十分連携を図り、対応してまいります。

大規模な災害に対応するためには、公助の充実はもちろんのこと、共助・自助を高めていくことも重要であります。災害に備え、地域における防災力の向上を図るため、今後も自主防災組織の育成や災害時の応援体制として、災害時相互応援協定の締結など進めてまいります。

以上をもちまして、今後の市政運営に対する所信の一端を申し述べましたが、これからも直面する行政課題に対応しながら、行財政改革を推進し、財政の健全化に努めますとともに、明日に希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいります。市民皆様並びに議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日提出いたしました案件は、専決処分の報告及び人事案件の同意を含めた5件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

#### 日程第5・報告第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本案件につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久間総務課長。

〔総務課長（久間 博喜君） 登壇〕

総務課長（久間 博喜君） おはようございます。報告第2号につきまして、御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告いたします。本日の提出でございます。

これは、壱岐市議会基本条例におきまして、専決処分の指定及び報告をすることができる事項として、規定されております。1件50万円以内において、法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めることに該当しますので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、次のページをお開き願います。平成24年5月1日付、専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。

本件の概要でございますが、平成24年3月24日午後1時ごろ、壱岐市芦辺町諸吉本村触2078番地8において、市が設置した壱岐市長選挙ポスター掲示場が強風で倒れ、付近に駐車していた損害賠償の相手方である個人所有の車両に接触し損害を与えたものでございます。損害賠償の相手方は、芦辺町に在住の方で、損害賠償額は5万9,850円であり、当該車両の修理代でございます。これは全額、壱岐市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険の保険金で対応させていただきました。

以上で報告を終わります。

〔総務課長（久間 博喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） この選挙看板の設置のあり方について、お尋ねいたします。

これは、市が直営で、例えば、労働者を雇用して設置したのか、それとも請負の、請けの形で設置をされたのか、その件に関してお答えをいただきます。

議長（市山 繁君） 久間総務課長。

総務課長（久間 博喜君） ただいまの音嶋議員さんの質問にお答えをいたします。

設置につきましては、業者に委託をしております。で、業者選定については、見積もり入札の方法で行っております。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 被災をされた市民の皆様にはおわびを申し上げます。ただ、この請負契約をした場合に関しては、瑕疵義務というのが発生をしませんか、瑕疵担保というのが、市が、加入している保険で措置をしたと安易に言われますけども、いわゆる瑕疵担保責任というのはどういうふうになっておるわけですか。契約上は、必ずそういうことは発生し得ると思えますので。その件に関する見解を伺います。

議長（市山 繁君） 久間総務課長。

総務課長（久間 博喜君） ただいまの件についてお答えをいたします。

ポスターの掲示場の設置に関しては、契約を交わして仕様書のほうも取り交わしております。で、仕様の内容の中で、保守管理業務ということの契約もあわせてしております関係上、本来ならば設置場所に堅固に設置することということの条項もございます。ただ、想定外の自然災害等もあることでございます。

で、条項の中に、台風等災害が発生した場合は、発注者と相談し対応するという規定をさせていただいております。で、今回3月24日のケースにおきましては、警報は出ておりませんでしたけども、強烈な突風が吹いていたということでございまして、この保険の適用に当たりましては、保険会社等とも協議をいたしまして、この台風等災害が発生した場合に準ずるといような適用で取り扱っていただいたところでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 総務課長が言われるわけはわかるんですが、どこで、災害と認定をし得るのかということになるわけですか。これが、例えば、警報が出て、風速何メートル以上吹いて、設置に耐え得ると、風に耐えることができなくて倒れたというような理由づけがあればいいんですが、警報も出ていない、例えば何メートルぐらいの風が吹いて倒れた。その設置に対する安全性はどういうふうにして担保するわけですか、そうすれば、倒れたら全部いわゆる保険対応できるということになるわけですか。

議長（市山 繁君） 久間総務課長。

総務課長（久間 博喜君） ただいまの御質問についてでございますけども、この仕様書の中でその設置に関する基準というのは詳細には設けておりません。

ただ、今回のような事故のケースの場合、本来、その保守業務として業者が負担しなければならぬというような状況である場合は、もちろん業者のほうに責任として御負担をお願いするわ

けてございますけども、まずはその状況がその保険の適用している部分に対象となるかどうか、保険会社との協議をまず優先をさせまして、その状況が保険の対象になるということであれば、保険適用をし、対応をさせていただいたというところでございます。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私は、こうした契約の場合は、過失割合を明確にすべきではないかということをお願いしておきます。すべて保険に対応しておれば市の方で対処する、そういうことであっていいのかということに対して警鐘を発しておきます。

議長（市山 繁君） 久間総務課長。

総務課長（久間 博喜君） 確かにそういうところも想定した上で、きちんとした取り決めの上で、保守管理のほうも委託をしなければならぬと思っております。今後、その点について十分調整をし、仕様書等の作成に配慮してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、報告第2号に対する質疑を終わります。

これで、報告を終わります。

ここで、議案配付のためしばらく休憩をいたします。自席でお待ちください。

午前10時36分休憩

.....  
午前10時37分再開

議長（市山 繁君） 再開いたします。

#### 日程第6 . 同意第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第6、同意第1号壱岐市副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第1号について御説明を申し上げます。

壱岐市副市長の選任について。次の者を壱岐市副市長に選任する。本日の提出でございます。住所、壱岐市勝本町仲触286番地。氏名、中原康壽。生年月日、昭和26年1月5日でございます。

本案は、平成24年4月30日から空席となっております副市長職について中原康壽氏を選任

したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第1号吉岐市副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

またここで議案配付のため、しばらく休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....  
午前10時42分再開

議長（市山 繁君） 再開いたします。

日程第7．同意第2号

日程第8．同意第3号

議長（市山 繁君） 次に日程第7、同意第2号吉岐市教育委員会委員の任命について、日程第8、同意第3号吉岐市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を認めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第2号について御説明を申し上げます。

吉岐市教育委員会委員の任命について。次の者を吉岐市教育委員会委員に任命する。本日の提出でございます。住所、吉岐市芦辺町住吉前触781番地2。長嶋耕一。生年月日、昭和24年12月15日でございます。

本案は、吉岐市教育委員会委員須藤正人氏が平成24年5月19日をもって任期満了となるので、後任として長嶋耕一氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、長嶋氏の経歴につきましては、別紙参考御参照願います。

次に、同意第3号について御説明をいたします。

吉岐市教育委員会委員の任命について。次の者を吉岐市教育委員会委員に任命する。本日の提出でございます。住所、吉岐市石田町筒城仲触1844番地6。松嶋賀代子。生年月日、昭和26年1月4日。

本案につきましては、吉岐市教育委員会委員大浦宏道氏が平成24年5月19日をもって任期満了となりますので、後任として松嶋賀代子氏を教育委員会委員に任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。松嶋氏の経歴につきましては、別紙参考御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、教育長の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定によりまして、教育委員の委員会の委員である者のうちから教育委員会が任命することとなっておりますので申し添えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第2号及び同意第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号及び第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから同意第2号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立

を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩をいたします。

午前10時46分休憩

.....  
午前10時47分再開

議長（市山 繁君） 再開いたします。

#### 日程第9 . 同意第4号

議長（市山 繁君） 次に、日程第9、同意第4号壱岐市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第4号について御説明を申し上げます。

壱岐市監査委員の選任について。次の者を壱岐市監査委員に選任する。本日の提出でございます。住所、壱岐市石田町筒城東触267番地。氏名、喜多丈美。生年月日、昭和22年1月26日でございます。

本案は、壱岐市代表監査委員山本善勝氏が平成24年5月18日をもって任期満了となりますので、後任として喜多丈美氏を壱岐市監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕



議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決をいたします。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第4号吉崎市監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

#### 日程第10．吉崎市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長（市山 繁君） 次に、日程第10、吉崎市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員会委員には長山清信氏、松本充宣氏、西雪晴氏、富谷太一、選挙管理委員会委員補充員には、山本洋子氏、山内幸雄氏、占部利夫氏、品川哲範氏を指名したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙委員会委員及び選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました長山清信氏、松本充宣氏、西雪晴氏、富谷太一を選挙管理委員会委員に、山本洋子氏、山内幸雄氏、占部利夫氏、品川哲範氏を選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員会委員に欠員が生じた場合の補充順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、第1順位に山本洋子氏、第2順位に山内幸雄氏、第3順位に占部利夫氏、第4順位に品川哲範氏の順に決定をいたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に一任されたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をいたしました。

ここで、須藤教育長よりあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

私、5月19日の任期満了をもちまして壱岐市教育長を辞すことにいたしました。2期8年の間、数々の仕事に恵まれました。県立虹の原特別支援学校の壱岐分教室の開設、市内全幼稚園での延長保育の実施、原の辻遺跡の保存整備、市立一支国博物館の建設、そして中学校の規模適正化、また、新たな給食センターの建設によりまして、市内の学校給食の一本化などがございます。このすべてにつきまして、市議会議員の皆様方から多くの御指導をいただきました。心からのお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

昭和44年の勝本町職員としての出発から約43年間の公務員生活でございました。多くの事をやらせていただきました。その一つ一つに心を注入したつもりでございますけれども、すべてがうまくいったのかなという不安がございます。ただ、43年間の公務員生活でしたけれども、健康体でこの日を迎えております。何よりの幸せだと思っております。

それでは、壱岐市議会と壱岐市のますますの御隆盛と皆様方の旺盛なる御活躍と御健勝を祈り

まして、お別れをいたしたいと思います。お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 教育長、お疲れさんでした。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。お疲れさんでした。

午前10時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 小金丸益明

署名議員 深見 義輝